

山 梨 県 建 設 工 事 成 績 評 定 要 領

(目 的)

第 1 この要領は、山梨県建設工事検査要綱(以下「検査要綱」という。)第 12 条の規定により山梨県が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る成績の評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資するものとする。

(評定の対象工事)

第 2 評定の対象は、原則として 1 件の請負金額が 5 0 0 万円を超える工事について行うものとする。ただし、公共工事適正化連絡会議において評定を行う必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第 3 評定は、工事ごと独立して次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 工事成績：工事の施工状況、目的物の品質等を評価
- 二 工事の技術的難易度：構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価

(評定者)

第 4 第 3 の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 工事成績の評定者は、工事の請負契約についての検査を行う者(総合評定者)及び監督を行う者(第一次評定者及び第二次評定者)とする。
- 二 工事の技術的難易度の評定者は、第二次評定者とする。

2 前項第一号に掲げる評定者については、別表に定めるものとする。

(評定の方法)

第 5 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

ただし、1 件の工事について評定者が二人以上ある場合においては、それらの者が協議して評定するものとする。

- 2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表及び工事の技術的難易度評価表(以下「評定表等」という。)に記録するものとする。
- 3 評定は、山梨県建設工事執行規則第 3 6 条第 7 項に規定する修補が必要とされるときは、当該修補が行われる前の状態で評価するものとする。

(評定の時期)

第 6 総合評定者は山梨県建設工事検査要綱第 2 条第 7 の検査を実施したときに、第一次評定者及び第二次評定者は工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。

2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。

(評定表等の提出)

第 7 評定者は、評定をおこなったときは、遅滞なく、評定表等を当該工事について所轄する所属(以下「所轄所属」という。)の長に提出するものとする。

(評定表等の保管)

第 8 評定表等については、所轄所属で保管するものとする。

(評定結果の通知)

第 9 所轄所属の長は、評定表等の決裁終了後、遅滞なく当該工事の請負者及び技術提案を行った者に対して、評定の結果を別に定めるところにより通知するものとする。

(評定の修正)

第 10 所轄所属の長は、第 9 の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、修正しなければならない。

2 所轄所属の長は、前項の修正が行われたときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第 11 第 9 又は第 10 による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日(「休日」を含む。)以内に、書面により通知を行った所轄所属の長に対して評定の内容について、説明を求めることができる。

2 所轄所属の長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第 12 第 11 第 2 項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して 14 日(「休日」を含む。)以内に、書面により所轄所属の長に対して、再説明を求めることができる。

2 所轄所属の長は、前項による再説明を求められたときは、所轄所属に設けられた「工事成績評定評価委員会」の審議を経て書面により回答するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 10 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 12 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区 分			第一次評定者	第二次評定者	総 合 評 定 者
契 約 担 当 者	知 事	本庁監督	担当リーダー （相当職）	課 長 補 佐 （相当職）	検 査 員 （山梨県建設工事執行規則（昭和44年 山梨県規則第20号）第2条第4号に規 定する検査員をいう。以下同じ。）
		出先機関 監督	担当リーダー （相当職）	工事施工管理幹 （相当職）	検 査 員
	所 長		担当リーダー （相当職）	工事施工管理幹 ----- 担 当 課 長 （相当職）	検 査 員

山梨県建設工事成績評定要領の運用について

1. 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
2. 細目別評定点の算出は、別記様式第2「細目別評定点採点表」によるものとする。
3. 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
4. 評定にあたっては、別紙ー4の「記入方法及び留意事項」及び別紙ー5「施工プロセスのチェックリスト（案）」を考慮するものとする。
また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
5. 「工事特性」、「社会性等」の評価は、第2次評定者が評価する「工事技術的難易度評価」を参考として評定するものとする。
6. 工事の技術的難易度の評定は、別途定める「山梨県工事技術的難易度評価実施要領」によるものとする。
7. 過年度からの繰越・債務・継続工事などで施工プロセスチェックを省略等しているものは、施工プロセスのチェックは考慮せず審査項目別運用表により評価するものとする。

土木工事成績評定 様式

- ・ 別記様式第 1 工事成績採点表
- ・ 別記様式第 2 細目別評定点採点表
- ・ 別記様式第 3 工事成績評定表
- ・ 別紙－1①～⑧ 考查項目別運用表 第 1 次評定者
- ・ 別紙－2①～④ 考查項目別運用表 第 2 次評定者
- ・ 別紙－3①～③⑩ 考查項目別運用表 総合次評定者
- ・ 別紙－4 記入方法及び留意事項
- ・ 別紙－5①～④ 「施工プロセス」のチェックリスト（案）

工事成績採点表〔完成、一部完成〕

令和 年 月 日 作成
(所 属 名)

工 事 名														契約金額(最終)																				
請負者名														工期		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日						完 成 年 月 日			令和 年 月 日									
		第一次評定者					第二次評定者							総合評定者(部分検査)							総合評定者(部分検査)							総合評定者(完成)						
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ 20.0 ~ 0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0	~ 0																															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点							± . 点							± . 点							± . 点						
評定点(65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点							③ . 点							③ . 点							④ . 点						
評 定 点 計		点 ○部分検査があった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= 点 ※但し、③は部分検査が2回以上の場合は平均値 ○部分検査がなかった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4)= 点																																
7.法令遵守等 ※7	工事事故等による減点						点																											
	(上記の内、指名停止に係わる減点)						(点)																											
	総合評価による減点						点																											
評定点合計 ※8		点 ○評定点計(点)－法令遵守等(点) = 点																																
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外																											
所 見 ※5		(第一次評定者)										(第二次評定者)										(総合評定者)												

※1 65点 + 1.～3.の評定(加減点合計) + 4.～6.の評定(加点点合計) = 評定点
各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、第一次評定者からの報告を受けて第二次評定者が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4.、5.、6.は加点点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、総合評定者(完成)の評価に先立ち、第一次・第二次評定者が行う。

※7 法令遵守等の評価は、第二次評定者が行う。

※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

細目別評定点採点表

工事名：

考查項目	細 別	①第一次評定者	②第二次評定者	③総合評定者（部分検査）	③総合評定者（部分検査）	④総合評定者（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	()×0.4+2.9=点					点 3.3点	%
	II. 配置技術者	()×0.4+2.9=点					点 4.1点	%
2. 施工状況	I. 施工管理	()×0.4+2.9=点		()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	点 13.0点	%
	II. 工程管理	()×0.4+2.9=点	()×0.2+3.2=点				点 8.1点	%
	III. 安全対策	()×0.4+2.9=点	()×0.2+3.3=点				点 8.8点	%
	IV. 対外関係	()×0.4+2.9=点					点 3.7点	%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	()×0.4+2.8=点		()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	点 14.9点	%
	II. 品質	()×0.4+2.9=点		()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	点 17.4点	%
	III. 出来ばえ			()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	点 8.5点	%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		()×0.2+3.3=点				点 7.3点	%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	()×0.4+2.9=点					点 5.7点	%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		()×0.2+3.2=点				点 5.2点	%
7. 法令遵守等	工事事象等による減点		()×1.0=点					
	(上記の内、指名停止に係わる減点)		()×1.0=点					
	総合評価による減点		()×1.0=点					%
評定点合計							点 100.0点	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外					

- ※ 部分検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評価点 (部分検査が2回以上の場合は③を平均する)
- 部分検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評価点
- ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
- ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

工 事 成 績 評 定 表

令和 年 月 日
所属名： 課（事務所）

工 事 名		
契 約 金 額	当初 ￥	最終 ￥
工 期	当初 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	最終 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
完 成 年 月 日	令和 年 月 日	
完 成 検 査 年 月 日	令和 年 月 日	
部 分 検 査 年 月 日	第1回：令和 年 月 日 第2回：令和 年 月 日	
請 負 者 氏 名		
現 場 代 理 人 氏 名		
主 任 ・ 監 理 技 術 者 氏 名		
監 理 技 術 者 補 佐 氏 名		
第 一 次 評 定 者 所 属 ・ 氏 名		
第 二 次 評 定 者 所 属 ・ 氏 名		
総 合 評 定 者（部分）所 属 ・ 氏 名		
総 合 評 定 者（部分）所 属 ・ 氏 名		
総 合 評 定 者（完成）所 属 ・ 氏 名		
①第 一 次 評 定 者 評 定 点	点	
②第 二 次 評 定 者 評 定 点	点	
③総 合 評 定 者（部分）評 定 点	点	
④総 合 評 定 者（完成）評 定 点	点	
⑤ 法 令 遵 守 等	点	
⑥ 評 定 点 合 計	点	

注1）部分検査があった場合

$$\text{評定点合計 ⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$$

部分検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 ⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - \text{⑤}$$

2）部分検査が2回以上あった場合、評定点は部分検査を合わせた平均点を記入する。

3）一部完成（出来形検査）の場合は、第一次評定者、第二次評定者及び総合評定者が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4）第一次評定者、第二次評定者、総合評定者の評定点は小数第1位までとする。

5）評定点合計は、四捨五入により整数とする。

6）⑤法令遵守等は、第二次評定者が記入する。

考査項目別運用表

(第 一 次 評 定 者)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手又は施工方法が確定した時期に提出している。(請負金額 1,000 万以上の場合) ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。(請負金額 1,000 万以上の場合) ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする ☐ 事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(第 一 次 評 定 者)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。(請負金額 1,000 万以上の場合) ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書(及び施工計画書)に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書(及び施工計画書)に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 理由：			☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				

考査項目別運用表

(第 一 次 評 定 者)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を 1 回／月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(第 一 次 評 定 者)							
考 査 項 目	a		b		c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね5 0 %以内である。		☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8 0 %以内である。		☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第1 7条に基づき、監督員が改造請求を行った
I. 出来形	※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。						
機械設備工事	a 適切である		b ほぼ適切である		c 他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第1 7条に基づき、監督員が改造請求を行った。
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc 評価とする。						

考査項目別運用表

		(第 一 次 評 定 者)		
考 査 項 目	工 種	a	b	c
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない
I. 出来形	通 信 設 備 工 事・受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
	※上記欄によらず、当該欄で評価	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。		

考查項目別運用表

(第一次評定者)

	考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、b に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする				
	機械設備工事	a	b	c	d	e
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他（理由：） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。

考査項目別運用表

(第 一 次 評 定 者)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・ b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
維持・修繕工事	※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・・・・ a ※該当項目が4項目以上・・・・・・ b ※該当項目が3項目以下・・・・・・ c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。				

考査項目別運用表

(第 一 次 評 定 者)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
５．創意工夫	Ｉ．創意工夫	【施工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点の加点とする。 □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点对象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 □ （該当技術数： ） N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は3点の加点とする。 □ （該当技術数： ） N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は2点の加点とする。 □ （該当技術数： ） N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は1点の加点とする。 □ （該当技術数： ） N E T I S 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は2点の加点とする。 □ （該当技術数： ） N E T I S 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は1点の加点とする。 ※ここで、「有用とされる技術」とは、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、設計比較対象技術、少実績優良技術をいう。「有用とされる技術」かどうかは、NETIS ホームページ（http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp）で確認することが可能です。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。 【その他】 □ その他（理由：_____） □ その他（理由：_____） □ その他（理由：_____） □ その他（理由：_____） □ その他（理由：_____）	【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。
		記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評 点：_____点

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点点評価する。

※２．評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点点評価とする。

※３．該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

考査項目別運用表

(第 二 次 評 定 者)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
２．施工状況	Ⅱ．工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
	●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他 理由： ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。						
	Ⅲ．安全対策	a	b	c	d	e	
	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている		
		●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 理由： ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。					

考査項目別運用表

(第 二 次 評 定 者)

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他 理由： ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば ４点の加点 とする。	(1.について) ・切土の土工量：20 万 m ³ 以上、盛土の土工量：15 万 m ³ 以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上、トンネル(ｼｰﾄﾞ)の直径：8m 以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長 150m以上、浚渫工の浚渫土量：100 万 m ³ 以上、流路工の計画高水流量：500m ³ 以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m ³ /s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他 理由： ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば ６点の加点 とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね 1 万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.その他 理由： ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば ４点の加点 とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 ・その他、廃棄物を積極的に県内で処理し、廃棄物の自県内処理意識を高めた工事。（リサイクルできない廃棄物がある場合のみ）
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16.12 ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17.その他（ 理由： ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば ６点の加点 とする。	
	評 価	評 点： _____ 点	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。

※２．評価にあたっては、第一次評定者等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

(第 二 次 評 定 者)						
考 査 項 目	細 別	a	a ’	b	b ’	c
6．社会性等	I．地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 「溶融スラグ有効利用ガイドライン」に規定された製品の積極的利用。 ☐ 廃棄物を積極的に県内で処理し、廃棄物の自県内処理に貢献した。(リサイクルできない廃棄物がある場合) ☐ その他 理由：				
		●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a ’、b、b ’、c 評価を行う。				

考査項目別運用表

(第 二 次 評 定 者)

考 査 項 目

7. 法令遵守等

法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表

措 置 内 容	点 数
☐ 1.指名停止 3 ヶ月以上	－ 20 点
☐ 2.指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 15 点
☐ 3.指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 13 点
☐ 4.指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 10 点
☐ 5.文書注意	－ 8 点
☐ 6.口頭注意	－ 5 点
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3 点
☐ 8.その他 理由：	－ 点
☐ 9.項目該当なし	

① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。

④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。

2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。

3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。

4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。

5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は告訴された。

6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。

7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。

8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。

10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。

11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。

12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。

13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

15.受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による。）

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 (請負金額 1,000 万円以上の場合) ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。(請負金額 1,000 万円以上の場合) ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。(請負金額 1,000 万円以上の場合) ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)

考 査 項 目	a	a ’	b	b ’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’ に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
●評価対象項目 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由：							
※ ばらつきの判断は別紙－４参照。							
機械設備工事	a	a ’	b	b ’	c	d	e
	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
●判断基準 評価値が 90％以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80％以上 90％未満・・・・・・ a ’ 評価値が 70％以上 80％未満・・・・・・ b 評価値が 60％以上 70％未満・・・・・・ b ’ 評価値が 60％未満・・・・・・・・・・ c						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は c 評価とする。	

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。

② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。

③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。

④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)								
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通 信 設 備 工 事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
1. 出来形		●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおりに施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・ a' 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・ b 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・ b' 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)								
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	護岸・根固・水制工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☐ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由：						
Ⅱ. 品質		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
		●判断基準						
					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
					50%以下	80%以下	80%を超える	
					a	a'	b	b
					a'	b	b'	b'
					b	b'	c	c
					b'	c	c	c
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。								
	鋼橋工事 (RC床版工事は コンクリート構 造物に準ずる)	a	a'	b	b'	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
●評価対象項目 【工場製作関係】 ☐ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他 理由：								
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除の項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
		●判断基準						
					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
					50%以下	80%以下	80%を超える	
					a	a'	b	b
					a'	b	b'	b'
					b	b'	c	c
					b'	c	c	c
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。								

考査項目別運用表

						(総 合 評 定 者)		
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【共通】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由：						

【砂防構造物工事に適用】

☐ コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。☐ その他

理由：

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。☐ その他

理由：

【コンクリートダム工事関係】

☐ 基礎基面が平滑に仕上げられている。☐ 基礎岩盤の清掃状況等が確認できる。☐ 岩盤及び水平打継面コンクリート打設について、適正な処理が確認できる。☐ 1 リフトの高さが適正に行われたことが確認できる。☐ 止水板の設置が適正に行われたことが確認できる。☐ その他

理由：

考查項目別運用表

<

考査項目別運用表

						(総 合 評 定 者)																															
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
		●評価対象項目 【共 通】 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） 【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）																																			
						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																															
						●判断基準																															
						<table><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																
	60%未満	b ’	c	c	c																																
						注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																															

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	塗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		●評価対象項目 ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他 理由：					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																
		●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c			
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																		
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																		
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																		
	60%未満	b ’	c	c	c																																		
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																					
	トンネル工事	a	a ’	b	b ’	c	d	e																															
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		●評価対象項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を1 5 c m以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが1 5 c m以下で地山と密着するように施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ その他 理由：					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																
		●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c			
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																		
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																		
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																		
	60%未満	b ’	c	c	c																																		
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																					

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)										
考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e		
3. 出来形 及び 出来ばえ	下水道工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		
		●評価対象項目 【共 通】 ☐ マンホール用品の規格、品質がミルシートで確認できる。 ☐ 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリート規格（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプの機種、養生方法等適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ 人孔工（二次製品）において接合部の取り合わせがよい。 ☐ 舗装復旧工において、舗装材料の品質管理が適切にされている。 ☐ 掘削残土等の処理が法令を遵守し適切に管理されている。 ☐ その他 理由： 【開削工】 ☐ 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない ☐ 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 ☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ☐ その他 理由： 【推進工】 ☐ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ☐ 推進作業等がデータで確認できる。 ☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ☐ その他 理由： 【シールド工】 ☐ セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている ☐ 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる ☐ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ☐ シールド推進作業等がデータで確認できる。 ☐ 裏込め注入状況がデータで確認できる。 ☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ☐ その他 理由：								●判断基準
							</			

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	ほ場整備工事 ・ 整地工等 ・ 進入路工 ・ 暗渠排水工 ・ 用・排水路工 ・ 道路工 ・ 二次製品 (U 字溝・B F L型、ボックスカルバート、ブロック積)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
		●評価対象項目 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工をしている。 ☐ 濁り等の防止に十分留意して施工している。 ☐ 石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。 ☐ 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。 ☐ 進入路ついて耕作に支障がないように施工されている。 ☐ 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。 ☐ 用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 ☐ 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 用・排水路の法面のとおりがよい。 ☐ 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐ 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。 ☐ 二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ☐ 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ その他 理由：							●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <th rowspan="4">評価値</th><th>90%以上</th><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <th>60%未満</th><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																
	60%未満	b ’	c	c	c																																
管水路工事		a	a ’	b	b ’	c	d	e																													
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
		●評価対象項目 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 中心線の通りがよい。 ☐ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐ 管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認できる ☐ 地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる ☐ 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ☐ その他 理由：							●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <th rowspan="4">評価値</th><th>90%以上</th><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <th>60%未満</th><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																
	60%未満	b ’	c	c	c																																

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	治山林道工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 [治山ダム工・山腹工、林道開設・改良等] 【土工関係】 ☐ 雨水による崩壊等が起これないように排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 切土幅、切土及び盛土法勾配が適切である。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ C B R 試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 盛土及び埋戻しの締固め等の処理が適切であることが確認できる。 ☐ 階段の施工が適切である。 ☐ その他 理由：						
Ⅱ. 品質		【コンクリート構造物関係】 ☐ 基礎基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されていることが確認できる。 ☐ 地山との取り合わせが適切に行われていることが確認できる。 ☐ 鉄筋または鋼材の規格がミルシートで確認できる。 ☐ 打継ぎ部の清掃、処理が適切であることが確認できる。 ☐ 有害なクラックがない。 ☐ その他 理由：						
		【ブロック積工関係】 ☐ 基礎基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 裏込材、胴込材の充てんまたは締固めが充分で空隙が生じていないことが確認できる。 ☐ ブロックのかみ合わせ又は連結が適切であることが確認できる。 ☐ ブロック積の根入れが設計図通りであることが確認できる。 ☐ その他 理由：						
		【ふとん簀・簀柵関係】 ☐ 床拵えが適切で簀の座りが良く変形やたるみがないことが確認できる。 ☐ 骨材の組合せが適切でかみ合わせも良く空隙が少ないことが確認できる。 ☐ その他 理由：						

理由：

考查項目別運用表

(総合評定者)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	治山林道工事	【水路工関係】 ☐ 偏心や歪み等を生じていないことが確認できる。 ☐ 水路側面の埋戻しが適切で沈下、空隙等もなく安定していることが確認できる。 ☐ 表流水が流れ込むよう適切に施工されている。 ☐ その他 理由： _____ 【暗渠工関係】 ☐ 基礎工及び防水シート、排水管、目詰まり防止材等の施工が適正で記録写真で確認できる。 ☐ その他 理由： _____ 【丸太筋工・柵工関係】 ☐ 杭間隔、杭の打ち込み深さ、杭の角度等が適切であることが確認できる。 ☐ 横木は空隙を生じないよう工夫されていて、埋設部等も設計図通りであることが確認できる。 ☐ その他 理由： _____ 【伏工関係】 ☐ 施工面を良質な土と置き換えていることが確認できる。 ☐ 施工面は根株等の障害物が適切に処理されていることが確認できる。 ☐ 止杭、目串等の施工が適切で伏工資材が地表面に密着している。 ☐ その他 理由： _____ 【植栽工関係】 ☐ 苗木はひげ根が多く損傷がないことが確認できる。 ☐ 活着管理が適切に行われていることが確認できる。 ☐ その他 理由： _____ 【種子吹付、客土吹付、厚層基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験を実施し、施工に反映していることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚が均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 ☐ その他 理由： _____							

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	治山林道工事	【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ 金網等の重ね幅が10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 吹付け厚が均等であることが確認できる。 ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ☐ その他 理由：						
II. 品質		【現場打法枠工関係】 ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ 現場養生が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙がないことが確認できる。 ☐ 層間に剥離がないことが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ☐ その他 理由：						
		【鋼製枠工関係】 ☐ 基礎基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 鋼材の員数照合がミルシート等で確認できる。 ☐ 鋼材の吊り込み、据え付けの際十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ ボルトの締付け確認が実施され適切に記録が保管されている。 ☐ 中詰め材の締固めが適切であることが密度試験等により確認できる。（中詰め材が土砂の場合） ☐ 中詰め材の充填が適切で空隙が少ないことが確認できる。（中詰め材が栗石等の場合） ☐ 埋戻しが適切で端部の施工も細やかである。 ☐ その他 理由：						
		【コンクリート二次製品関係】 ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質証明書が整備されている。 ☐ 製品の吊り込み、据え付けの際十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ 接合が適切に行われていることが確認できる。 ☐ その他 理由：						

⑤ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

⑥ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

⑦ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

⑧ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c
	60%未満	b ’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	●評価対象項目 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ●判断基準 ※ 該当項目が 6 項目以上・・・・・・ a ※ 該当項目が 5 項目・・・・・・ a ’ ※ 該当項目が 4 項目・・・・・・ b ※ 該当項目が 3 項目・・・・・・ b ’ ※ 該当項目が 2 項目以下　・・・・・・ c 注　記載の 4 項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大 8 項目とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	a	a ’	b	b ’	c	d	e
		●評価対象項目 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ●判断基準 ※ 該当項目が 6 項目以上・・・・・・ a ※ 該当項目が 5 項目・・・・・・ a ’ ※ 該当項目が 4 項目・・・・・・ b ※ 該当項目が 3 項目・・・・・・ b ’ ※ 該当項目が 2 項目以下　・・・・・・ c 注　記載の 4 項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大 8 項目とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考查項目別運用表

(総 合 評 定 者)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ <								

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)							
考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	機械設備工事	優れている ●評価対象項目 □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 □ 建造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ その他 {理由： } ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上・・・・・・ a ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・ a’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・ b ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・ b’ ※ 評価値が 60%未満・・・・・・ c	b より優れている ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。	やや優れている c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	電気設備工事	優れている ●評価対象項目 □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 □ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ その他 {理由： } ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上・・・・・・ a ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・ a’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・ b ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・ b’ ※ 評価値が 60%未満・・・・・・ c	b より優れている ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。	やや優れている c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d
	土工事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 ☐ 仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	切土工事	●評価対象項目 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	鋼橋工事	●評価対象項目 ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	地すべり防止工事	●評価対象項目 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d
	舗装工事	●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d
	法面工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良は c 評価とする。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	補強土壁工	●評価対象項目 ☐ 土工の仕上がりが良い。 ☐ 土工の構造物等へのすりつけが良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 壁の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・・d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 支承部の仕上がりが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・・d	
	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・・d	
	植栽工事	●評価対象項目 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・・d	
	標識工事	●評価対象項目 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・・d	
	区画線工事	●評価対象項目 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・・d	

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	下水道工事	●評価対象項目 ☐ 通りがよい。 ☐ 漏水がない。 ☐ クラックがない。 ☐ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 ☐ マンホールのインパートの仕上げが良い。 ☐ 残土等は適切に処理されている。 ●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d			
	下水工事 (電気設備工)	●評価対象項目 ☐ 構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 監視操作制御設備が全体的に統制され優れている。 ☐ 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 ☐ 構造物とのすりつけが良い。 ☐ 製作上の補修痕跡がない。 ☐ 全体的な取扱いがしやすい。 ●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d			

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	ほ場整備工事	●評価対象項目 ☐ 均平度がよい。 ☐ 土工の仕上げがよい。 ☐ 土工のとおりがよい。 ☐ 土工の構造物等のすりつけがよい。 ☐ 用・排水路のとおりがよい。 ☐ コンクリート構造物のとおりがよい。 ☐ 全体的な美観がよい		●判断基準 該当 6 項目以上・・・a 該当 5 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	管水路工事	●評価対象項目 ☐ 管の通りが良い。 ☐ 付帯コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ 付帯コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	ため池工事	●評価対象項目 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 土構造物の通りが良い。 ☐ 土工の構造物等へのすりつけが良い。 ☐ 吹き付け（植生、コンクリート等）状態が均一である。 ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ クラックがない。 ☐ 施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 9 項目以上・・・a 該当 7 項目・・・・・・b 該当 6 項目・・・・・・c 該当 5 項目以下・・・d	
	コンクリート二次製品水路 （U字溝、BF等付帯的なものは除く）	●評価対象項目 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 土工の通りがよい。 ☐ 土工の構造物等へのすりつけがよい。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 6 項目以上・・・a 該当 5 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d	

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形 及び 出来ばえ III. 出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	電気設備工事	●評価対象項目 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d
	維持修繕工事	●評価対象項目 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d
	取り壊し工事	●評価対象項目 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既存部分や関連設備との調整がなされてる。 ☐ 取り壊し後の整地等仕上りの状態が良好である。 ☐ 取り壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d
	電線共同溝工事	●評価対象項目 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d

考査項目別運用表

(総 合 評 定 者)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	治山・林道工事	[治山ダム工・山腹工、林道開設・改良等] 【土工関係】 ☐ 規定された切土、盛土の勾配が確保されている。 ☐ 法面の浮き石、根株等が除去され表面が適切に施工されている ☐ 通りが良い。 ☐ 残土等の処理が適切である。 ☐ 関係構造物へのすり付け等が良い。 ☐ 施工地周辺の環境を損なわないよう施工している。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【コンクリート構造物関係】 ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。 【ブロック積工関係】 ☐ 通りが良い。 ☐ 曲線部や端部の仕上げが良い。 ☐ 材料のかみ合わせが良く、クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【丸太筋工・丸太柵工関係】 ☐ 材料の連結、かみ合わせが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 曲線部や端部の処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【法面工関係】 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【水路工関係】 ☐ 通りが良い。 ☐ 曲線部や端部の仕上げが良い。 ☐ 関係構造物へのすりつけ等が良い。 【竈工関係】 ☐ 通りが良い。 ☐ 座りが良く安定感がある。 ☐ 全体的な美観が良い。 【銅製枠工関係】 ☐ 通りが良い。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		
		●判断基準 該当項目が 90%以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が 80%以上 90%未満・・・・・・ b 該当項目が 60%以上 80%未満・・・・・・ c 該当項目が 60%未満・・・・・・・・・・ d		
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する ③ 評価値 (%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、 c 評価とする。		

考査項目別運用表

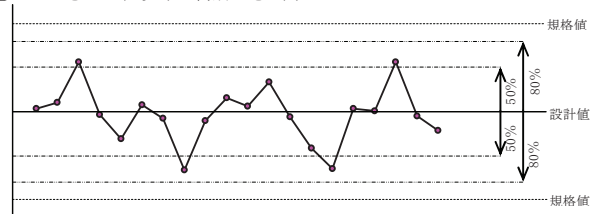
(総 合 評 定 者)					
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	上記以外の工事又は合併工事	●評価対象項目 ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			
Ⅲ. 出来ばえ		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d			

1 出来形及び品質のばらつきの考え方

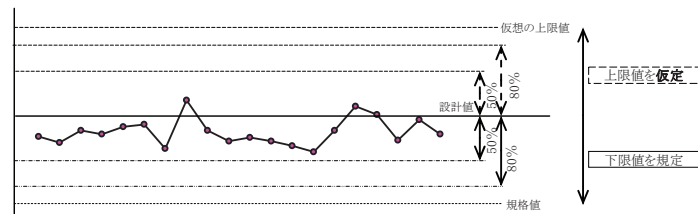
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

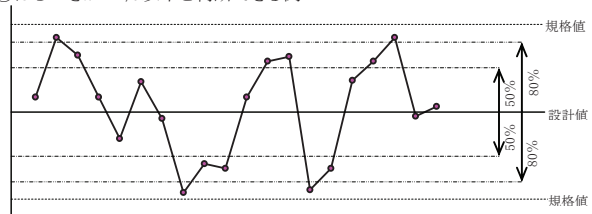
①ばらつきが50%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)

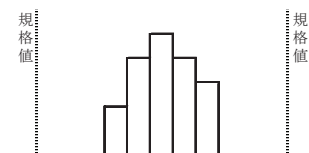


②ばらつきが80%以下と判断できる例

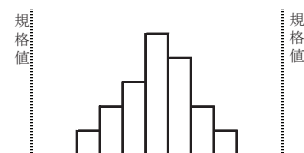


[度数表またはヒストグラムの場合]

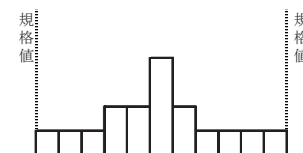
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 工種は、総合評定者の考査項目別運用表から選定し、多工種の場合は総合的に判断する。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は主たる工種で最大3工種までとする。

3. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

所 属 名 : _____
監 督 員 名 : _____

- ①「施工プロセス」チェックリスト(案)は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した日、及びその内容が○であれば□にレマークを記入し、○でなければ、備考欄に指示事項等を記入する。
③用語の定義については、契約後、当初契約後、変更後、工期内に行う契約変更後とする。

[illegible]

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

(2 / 4)

[illegible]

「施工プロセス」のチェックリスト（案）

(4 / 4)

調査項目別	細目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期												備考				
				着手前	施工中												完成時			
2	Ⅱ 工程管理 施工状況	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □					
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □			
			・施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □		
Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □				
		・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時 1回／月程度)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □			
		・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □		
		・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □		
		・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □		
		・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □		
		・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時 1回／月程度)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □		
		・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □		
		・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □		
		・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □		
	・保安施設等の整理・設置・管理的確であり、記録がある。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □			
○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 (施工時適宜)		／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □				
Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □				
		・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜)	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □			
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □			

建築工事成績評定 様式

- ・ 別記様式第 1 工事成績採点表 ※土木工事を準用
- ・ 別記様式第 2 細目別評定点採点表 ※土木工事を準用
- ・ 別記様式第 3 工事成績評定表 ※土木工事を準用
- ・ 別紙 1－①～⑪ 考查項目別運用表（営繕工事） 第 1 次評定者
- ・ 別紙 2－①～④ 考查項目別運用表（営繕工事） 第 2 次評定者
- ・ 別紙 3－①～⑧ 考查項目別運用表（営繕工事） 総合次評定者
- ・ 別紙 5－①～③ 「施工プロセス」のチェックリスト（案）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-①

(第一次評定者)

考 査 項 目	細 別	評価	配点	評価コメント	
1.施工体制	I .施工体制一般	a	+1.0	施工体制が優れている。	
		b	+0.5	施工体制が良好である。	
		c	0	施工体制が適切である。	
		d	-5.0	施工体制がやや不適切である。	
		e	-10	施工体制が不適切である。	
		対象	「評価対象項目1」(該当あればe 評価) ☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 「評価対象項目2」(該当あればd 評価) ☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 「評価対象項目3」 ☐ 作業分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている ☐ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ 現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 ☐ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ その他(理由:)		
●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価項目が60%以上80%未満 c 評価項目が60%未満 d 評価値 % 0 :該当項目数 0 :評価対象項目数 評価方法 「評価対象項目1」 該当あれば e 「評価対象項目2」 該当あれば d 「評価対象項目3」 ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。					

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-②

(第一次評定者)

1.施工体制	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	a	+3.0	配置技術者として優れている。
		b	+1.5	配置技術者として良好である。
		c	0	配置技術者として適切である。
		d	-5.0	配置技術者としてやや不適切である。
		e	-10	配置技術者として不適切である。
	対象	「評価対象項目1」(該当あればe 評価) ☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 「評価対象項目2」(該当あればd 評価) ☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 「評価対象項目3」 ☐ 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 ☐ 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ 書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ ☐ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ ☐ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ その他(理由:		
		●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価項目が60%以上80%未満 c 評価項目が60%未満 d 評価値 % 0 : 該当項目数 0 : 評価対象項目数 評価方法 「評価対象項目1」 該当あれば e 「評価対象項目2」 該当あれば d 「評価対象項目3」 ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。		

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-③

(第一次評定者)

2. 施工状況	I . 施工管理	a	+4.0	施工体制が優れている。
		b	+2.0	施工体制が良好である。
		c	0	施工体制が適切である。
		d	−5.0	施工体制がやや不適切である。
		e	−10	施工体制が不適切である。
		対象		
	「評価対象項目1」(該当あればe 評価) ☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 「評価対象項目2」(該当あればd 評価) ☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 「評価対象項目3」 ☐ 契約書18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 ☐ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ☐ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ☐ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ☐ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 ☐ 使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ 社内検査が計画的に行われている。 ☐ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ その他(理由:)			
	●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価項目が60%以上80%未満.....c 評価項目が60%未満d 評価値 % 0 : 該当項目数 0 : 評価対象項目数 評価方法 「評価対象項目1」 該当あれば e 「評価対象項目2」 該当あれば d 「評価対象項目3」 ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。			

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-④

(第一次評定者)

2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	a	+4.0	工程管理が優れている。	
		b	+2.0	工程管理が良好である。	
		c	0	工程管理が適切である。	
		d	-5.0	工程管理がやや不適切である。	
		e	-10	工程管理が不適切である。	
		対象	「評価対象項目1」(該当あれば e 評価) ☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。		
			「評価対象項目2」(該当あれば d 評価) ☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。		
			「評価対象項目3」 ☐ 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。		
			☐	☐	現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
			☐	☐	工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
☐	☐		請負者の責による夜間や休日の作業がない。		
☐	☐		休日・代休の確保を行っている。		
☐	☐		近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。		
☐	☐		「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
☐	☐		その他(理由:)		
●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価項目が60%以上80%未満.....c 評価項目が60%未満d 評価値 % 0 : 該当項目数 0 : 評価対象項目数		評価方法 「評価対象項目1」 該当あれば e 「評価対象項目2」 該当あれば d 「評価対象項目3」 ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。			

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-⑤

(第一次評定者)

2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	a	+5.0	安全対策が優れている。	
		b	+2.5	安全対策が良好である。	
		c	0	安全対策が適切である。	
		d	-5.0	安全対策がやや不適切である。	
		e	-10	安全対策が不適切である。	
		対策	「評価対象項目1」(該当あれば e 評価) ☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 「評価対象項目2」(該当あれば d 評価) ☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 「評価対象項目3」(該当あれば c 評価) ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 「評価対象項目4」 ☐ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☐ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ☐ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ☐ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ☐ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ ☐ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ☐ 過積載防止に十分に取り組んでいる。 ☐ ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ☐ その他:(理由:)		
		●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価項目が60%以上80%未満 c 評価項目が60%未満 d 評価値 % 0 : 該当項目数 0 : 評価対象項目数		評価方法 「評価対象項目1」 e 「評価対象項目2」 d 該当あれば 該当あれば 「評価対象項目3」 c 該当あれば 「評価対象項目4」 ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-⑥

(第一次評定者)

2. 施工状況	IV. 対外関係	a	+2.0	対外関係が優れている。	
		b	+1.0	対外関係が良好である。	
		c	0	対外関係が適切である。	
		d	-2.5	対外関係がやや不適切である。	
		e	-5.0	対外関係が不適切である。	
		対象	「評価対象項目1」(該当あれば e 評価) ☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。		
			「評価対象項目2」(該当あれば d 評価) ☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。		
			「評価対象項目3」 ☐ ☐ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ 近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ 現場のイメージアップに取り組んでいる。		
			☐ ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
			☐ ☐ その他(理由:)		

●判断基準

評価値が90%以上 a

評価値が80%以上90%未満 b

評価項目が60%以上80%未満.....c

評価項目が60%未満 d

評価値 %

0 : 該当項目数

0 : 評価対象項目数

評価方法

「評価対象項目1」

 該当あれば e

「評価対象項目2」

 該当あれば d

「評価対象項目3」

①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-⑦

(第一次評定者)

3. 出来形及び出来ばえ

I . 出来形

a	+4.0	出来形が優れている。
b	+2.0	出来形が良好である。
c	0	出来形が適切である。
d	−2.5	出来形がやや不適切である。
e	−5.0	出来形が不適切である。

対象

「評価対象項目1」(該当あれば e 評価)

☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

「評価対象項目2」(該当あれば d 評価)

☐ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。

「評価対象項目3」

☐ 承諾図等が、設計図書を満足している。

☐ 施工図等が、設計図書を満足している。

☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。

☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。

☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。

☐ 出来形の管理方法を工夫している。

☐ ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。

☐ ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。

☐ ☐ その他(理由:)

評価項目が90%以上・・・・・・・・・・ a

評価項目が80%以上90%未満・・・・・・・・ b

評価項目が60%以上80%未満・・・・・・・・ c

評価項目が60%未満・・・・・・・・・・ d

評価値

%

0 : 該当項目数

0 : 評価対象項目数

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。

③ 評価値（%）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数×100

④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当しても c 評価とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-⑧

(第一次評定者)

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事	a	+5.0	品質が優れている。	
		b	+2.5	品質管理が良好である。	
		c	0	品質が適切である。	
		d	-2.5	品質がやや不適切である。	
		e	-5.0	品質が不適切である。	
		対象	「評価対象項目1」(該当あれば e 評価) ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 「評価対象項目2」(該当あれば d 評価) ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 「評価対象項目3」 ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の品質が適切である。 ☐ ☐ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ☐ その他(理由:)		
	工事比率				
	1.00				

評価項目が90%以上.....a
評価項目が80%以上90%未満.....b
評価項目が60%以上80%未満.....c
評価項目が60%未満.....d

評価値 %
0 : 該当項目数
0 : 評価対象項目数

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100
④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当しても○評価とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-⑨

(第一次評定者)

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事 受変電設備工事	a	+5.0	品質が優れている。	
		b	+2.5	品質管理が良好である。	
		c	0	品質が適切である。	
		d	-2.5	品質がやや不適切である。	
		e	-5.0	品質が不適切である。	
		対象	「評価対象項目1」(該当あれば e 評価) ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 「評価対象項目2」(該当あれば d 評価) ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 「評価対象項目3」 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他(理由:)		
	工事比率				
	1.00				

評価項目が90%以上.....a
評価項目が80%以上90%未満.....b
評価項目が60%以上80%未満.....c
評価項目が60%未満.....d

評価値 %
0 : 該当項目数
0 : 評価対象項目数

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値 (%) = () 評価数 ÷ () 対象評価項目数 × 100
④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当しても○評価とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-⑩

(第一次評定者)

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 冷暖房衛生設備工事 機械設備工事	a	+5.0	品質が優れている。	
		b	+2.5	品質管理が良好である。	
		c	0	品質が適切である。	
		d	-2.5	品質がやや不適切である。	
		e	-5.0	品質が不適切である。	
		対象	「評価対象項目1」(該当あれば e 評価) ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 「評価対象項目2」(該当あれば d 評価) ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 「評価対象項目3」 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他(理由:)		
	工事比率				
	1.00				

評価項目が90%以上.....a
評価項目が80%以上90%未満.....b
評価項目が60%以上80%未満.....c
評価項目が60%未満.....d

評価値 %
0 : 該当項目数
0 : 評価対象項目数

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100
④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当しても○評価とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(営繕工事)

別紙1～⑪

(第一次評定者)

考 査 項 目	細 別	評 価 対 象 項 目	
5.創意工夫	I .創意工夫	【準備・後かたづけ】 ☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他(理由:)	
		【施工関係】 ☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他(理由:)	
		【品質関係】 ☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他(理由:)	
		【安全衛生関係】 ☐ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリグストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他(理由:)	
		【施工管理関係】 ☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 ☐ その他(理由:)	
		【その他<新技術活用>※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。】 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点) ☐ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点) ☐ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点) ☐ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(2点) ☐ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点) ☐ その他(理由:) ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。	
		評点: 点 (最大7点)	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない
※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

別紙2-①

（ 第二次評定者 ）

考 査 項 目	細 別	評 価	配 点	評価コメント
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	a	+2.0	工程管理が優れている
		b	+1.0	工程管理が良好でる
		c	0	工程管理が適切である
		d	−7.5	工程管理がやや不適である
		e	−15	工程管理が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ 近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ その他:(理由:)		
	詳細評価内容:			
	評価＝	●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。		
	Ⅲ. 安全対策	a	+3.0	安全対策が優れている
		b	+1.5	安全対策が良好である
		c	0	安全対策が適切である
		d	−7.5	安全対策がやや不適切である
		e	−15	安全対策が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ その他:(理由:)		
	詳細評価内容:			
	評価＝	●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

別紙2-②-1		(第二次評定者)	
考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 建物規模への対応 ☐ 延べ面積10,000m ² 以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	
		評点＝ 点	
		II 建物固有の機能の難しさへの対応 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	【技術評価事例】 ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物
		評点＝ 点	
		III 建物固有の施工技術の難しさへの対応 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他(理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	【技術評価事例】 ・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムの採用した工事 ・免震設備を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		評点＝ 点	
		IV 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	【技術評価事例】 ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・その他、廃棄物を積極的に県内で処理し、廃棄物の自県内処理意識を高めた工事。 (リサイクルできない廃棄物がある場合のみ)
		評点＝ 点	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

別紙2-②-2

4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	V 厳しい周辺環境等、社会条件への対応 ☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他(理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	【技術評価事例】 ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		評点＝ 点	
	(最大20点)	VI 施工現場での対応 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他(理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。	
	評点計＝ 点	評点＝ 点	

- ※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
- ※2. 第一次評定者が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. 評価にあたっては、第一次評定者等の意見も参考に評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

別紙2-③

(第二次評定者)

6. 社会性等	I. 地域への貢献等	a	+10.0	地域への貢献が優れている
		a'	+7.5	地域への貢献がやや優れている
		b	+5.0	地域への貢献が良好である
		b'	+2.5	地域への貢献がやや良好である
		c	0	他の評価に該当しない
		「評価対象項目」 ☐ 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ 「溶融スラグ有効利用ガイドライン」に規定された製品の積極的利用。 ☐ 廃棄物を積極的に県内で処理し、廃棄物の自県内処理に貢献した。(リサイクルできない廃棄物がある場合) ☐ その他:(理由:)		
	評価＝	●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。		

※1. 第二次評定者は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

別紙2－④

（ 第二次評定者 ）

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																																											
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th><th>回 数</th><th>点 数</th><th>点数(計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1.指名停止3ヶ月以上</td><td>0 回</td><td>-20 点</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>☐ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>0 回</td><td>-15 点</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>☐ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>0 回</td><td>-13 点</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>☐ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>0 回</td><td>-10 点</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>☐ 5.文書注意</td><td>0 回</td><td>-8 点</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>☐ 6.口頭注意</td><td>0 回</td><td>-5 点</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>☐ 7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td><td>0 回</td><td>-3 点</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td>☐ 8.その他（理由： ）</td><td>0 回</td><td>0 点</td><td>0 点</td></tr> <tr> <td colspan="4">☐ 9.項目該当なし</td></tr> </tbody> </table>				措 置 内 容	回 数	点 数	点数(計)	☐ 1.指名停止3ヶ月以上	0 回	-20 点	0 点	☐ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	0 回	-15 点	0 点	☐ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	0 回	-13 点	0 点	☐ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	0 回	-10 点	0 点	☐ 5.文書注意	0 回	-8 点	0 点	☐ 6.口頭注意	0 回	-5 点	0 点	☐ 7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	0 回	-3 点	0 点	☐ 8.その他（理由： ）	0 回	0 点	0 点	☐ 9.項目該当なし			
措 置 内 容	回 数	点 数	点数(計)																																									
☐ 1.指名停止3ヶ月以上	0 回	-20 点	0 点																																									
☐ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	0 回	-15 点	0 点																																									
☐ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	0 回	-13 点	0 点																																									
☐ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	0 回	-10 点	0 点																																									
☐ 5.文書注意	0 回	-8 点	0 点																																									
☐ 6.口頭注意	0 回	-5 点	0 点																																									
☐ 7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	0 回	-3 点	0 点																																									
☐ 8.その他（理由： ）	0 回	0 点	0 点																																									
☐ 9.項目該当なし																																												
備考：																																												
① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未満の注意を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(第一次又は第二次評定者からの文書注意。口頭注意等)は、第一次、第二次評定者の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減ずる。減点数は入札説明書等による。 【上記で評価する場合の適応事例】 ☐ 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 ☐ 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 ☐ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ☐ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 ☐ 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 ☐ 6.建設業法に違反する事実が判明した（例）一括下請負、技術者の専任違反等 ☐ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ☐ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ☐ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ☐ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ☐ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。 ☐ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 ☐ 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ☐ 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ☐ 15.引き渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 ☐ 16.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ☐ 17.請負者の責により工期内に工事を完成できなかった。 ☐ 18.その他(理由：)																																												

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

別紙3-①

(総合評定者)

考 査 項 目	細 別	評価	配点	評価コメント	
2. 施工状況	I. 施工管理	a	+5.0	施工管理が優れている	
		b	+2.5	施工管理が良好である	
		c	0	施工管理が適切である	
		d	-7.5	施工管理がやや不適切である	
		e	-15	施工管理が不適切である	
		評価	「評価対象項目1」(該当あればe 評価) ☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 「評価対象項目2」(該当あればd 評価) ☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。 「評価対象項目3」 ☐ 契約書18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための内容が確認できる。 ☐ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ 使用する材料・機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類及び資料整理がよい。 ☐ その他:(理由:)		
		●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価項目が60%以上80%未満 c 評価項目が60%未満 d 評価値 % 0 : 該当項目数 0 : 評価対象項目数			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当しても c 評価とする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

別紙3－②

(総合評定者)

考 査 項 目	細 別	評 価	配 点	評 価 コ メ ン ト
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ .出来形	a	＋10	出来形が特に優れている
		a’	＋7.5	出来形が優れている
		b	＋5.0	出来形が特に良好である
		b’	＋2.5	出来形が良好である
		c	0	出来形が適切である
		d	－10	出来形がやや不適切である
		e	－20	出来形が不適切である
	対象	「評価対象項目1」(該当あればe評価) ☐ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。		
		「評価対象項目2」(該当あればd評価) ☐ 出来形管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
	評価値＝ 該 当 項 目 数 ： 評価対象項目数：	「評価対象項目3」 ☐ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。		
		☐ ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。		
		☐ ☐ その他(理由：)		
		評価項目が90％以上 a		
評価項目が80％以上90％未満a’				
評価項目が70％以上80％未満b				
評価項目が60％以上70％未満b’				
評価項目が50％以上60％未満c				
評価項目が50％未満 d				
※ 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。				

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。

③ 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数×１００

④ 評価対象項目数が２項目以下の場合は、全てに該当しても c 評価とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

別紙3－③

（総合評定者）

3. 出来形及び出来ばえ		a	＋15	品質が特に優れている。														
		a'	＋12	品質が優れている。														
II. 品質	建築物工事	b	＋7.5	品質が特に良好である。														
		b'	＋4.0	品質が良好である。														
	(工事費率： %)	c	0	品質が適切である。														
		d	－12.5	品質がやや不適切である。														
		e	－25	品質が不適切である。														
		対象 「評価対象項目1」(該当あればe評価) ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。 「評価対象項目2」(該当あればd評価) ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 「評価対象項目3」 ☐ 材料・製品の品質が、制作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ☐ その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ☐ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ☐ その他:(理由:)																
		<table border="0"> <tr> <td>評価項目が90%以上</td> <td>.....a</td> <td rowspan="5"> ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当してもc評価とする。 </td> </tr> <tr> <td>評価項目が80%以上90%未満</td> <td>.....a'</td> </tr> <tr> <td>評価項目が70%以上80%未満</td> <td>.....b</td> </tr> <tr> <td>評価項目が60%以上70%未満</td> <td>.....b'</td> </tr> <tr> <td>評価項目が50%以上60%未満</td> <td>.....c</td> </tr> <tr> <td>評価項目が50%未満</td> <td>.....d</td> <td></td> </tr> </table> 評価値 % 0 : 該当項目数 0 : 評価対象項目数			評価項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当してもc評価とする。	評価項目が80%以上90%未満	a'	評価項目が70%以上80%未満	b	評価項目が60%以上70%未満	b'	評価項目が50%以上60%未満	c	評価項目が50%未満	d	
評価項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当してもc評価とする。																
評価項目が80%以上90%未満	a'																	
評価項目が70%以上80%未満	b																	
評価項目が60%以上70%未満	b'																	
評価項目が50%以上60%未満	c																	
評価項目が50%未満	d																	

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築物工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

別紙3-④

(総合評定者)

3. 出来形及び出来ばえ

II. 品質

電気設備工事
受変電設備工事

(工事費率： %)

a	+15	品質が特に優れている。
a'	+12	品質が優れている。
b	+7.5	品質が特に良好である。
b'	+4.0	品質が良好である。
c	0	品質が適切である。
d	-12.5	品質がやや不適切である。
e	-25	品質が不適切である。

対象

「評価対象項目1」(該当あればe評価)

☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

「評価対象項目2」(該当あればd評価)

☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。

「評価対象項目3」

☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。

☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。

☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。

☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。

☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。

☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。

☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。

☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。

☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。

☐ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。

☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。

☐ その他:(理由:)

評価項目が90%以上

.....a

評価項目が80%以上90%未満

.....a'

評価項目が70%以上80%未満

.....b

評価項目が60%以上70%未満

.....b'

評価項目が50%以上60%未満

.....c

評価項目が50%未満

.....d

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。

③ 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数×100

④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当してもc評価とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

評価値

%

0 : 該当項目数

0 : 評価対象項目数

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

別紙3－⑤

（総合評定者）

3. 出来形及び出来ばえ	冷暖房衛生設備工事 機械設備工事	a	+15	品質が特に優れている。
II. 品質		a'	+12	品質が優れている。
		b	+7.5	品質が特に良好である。
		b'	+4.0	品質が良好である。
		c	0	品質が適切である。
		d	-12.5	品質がやや不適切である。
		e	-25	品質が不適切である。
対象		「評価対象項目1」(該当あればe評価) ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。 「評価対象項目2」(該当あればd評価) ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 「評価対象項目3」 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ その他:(理由:)		
評価項目が90%以上a 評価項目が80%以上90%未満a' 評価項目が70%以上80%未満b 評価項目が60%以上70%未満b' 評価項目が50%以上60%未満c 評価項目が50%未満d				
評価値 % 0 : 該当項目数 0 : 評価対象項目数				
① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当しても○評価とする。 ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

別紙3－⑥

(総合評定者)

3. 出来形及び出来ばえ	建築物	a	+5	全体的な完成度が優れている
Ⅲ. 出来ばえ		b	+2.5	全体的な完成度が良好である
		c	0	全体的な完成度が適切である
		d	－5	全体的な完成度が劣っている
		対象	「評価対象項目1」(該当あればd評価) ☐ 出来ばえが劣っている。 「評価対象項目2」 ☐ きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ☐ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ 保全に配慮した施工がなされている。 ☐ その他(理由:)	
評価項目が90%以上 a 評価項目が80%以上90%未満 b 評価項目が80%未満 c ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全てに該当してもc評価とする。 ※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、 観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築物・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

別紙3－⑦

(総合評定者)

3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 受変電設備工事	a	+5	全体的な完成度が優れている
Ⅲ. 出来ばえ		b	+2.5	全体的な完成度が良好である
		c	0	全体的な完成度が適切である
		d	－5	全体的な完成度が劣っている
		対象	「評価対象項目1」(該当あればd評価) ☐ 出来ばえが劣っている。 「評価対象項目2」 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ☐ 環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ☐ その他(理由:)	
評価項目が90%以上 a 評価項目が80%以上90%未満 b 評価項目が80%未満 c ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数×１００ ④ 評価対象項目数が２項目以下の場合は、全てに該当してもc評価とする。 ※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、 観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。				

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（営繕工事）

別紙3－⑧

(総合評定者)

3. 出来形及び出来ばえ	冷暖房衛生設備工事 機械電設備工事 (工事費率： %)	a	+5	全体的な完成度が優れている
Ⅲ. 出来ばえ		b	+2.5	全体的な完成度が良好である
		c	0	全体的な完成度が適切である
		d	－5	全体的な完成度が劣っている
		対象	「評価対象項目1」(該当あればd評価) ☐ 出来ばえが劣っている。 「評価対象項目2」 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ☐ 環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ☐ その他(理由：)	
評価項目が90%以上 a 評価項目が80%以上90%未満 b 評価項目が80%未満 c ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数×１００ ④ 評価対象項目数が２項目以下の場合は、全てに該当してもc評価とする。 ※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、 観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。				

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

1. 工事名
2. 工期
3. 請負業者

所 属 名 :
監 督 員 名 :

- ①「施工プロセス」チェックリスト(案)は、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容が適切であれば□にレマーク(■)を記入し、適切でなければ、備考欄に指示事項や正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後とする。

[illegible]

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

[illegible]

[illegible]

[illegible]